

3 「こども福祉ミーティングルーム」に集まる(「社会的養育」が求められること)

長

みなさん、今日は、遠くから来てくれた人もいますが、集まってくれてありがとうございます
 たくさんの人に集まってもらったので、ひとりひとりにあいさつできなくてすいませんが、よろしくお願いします

O

久しぶりに会う人も多いですね

市

そうですね

施

まだ来ていない人もいますかね？

長

もう少し待ちましょう
 ここにある、食べ物や飲み物はご自由にどうぞ

里

これも持ってきたので、みなさんどうぞ

P

ありがとうございます

町

学者さん、この前出した新しい本^{*}、読みましたよ

学

※架空(想像上)の本です

さっそく読んでくれたんですね
 うれしいです

A

学者さん、本を出しているのですか？

3-1 長野県のこどもや家庭をとりまく状況①－こどもの数の減少－

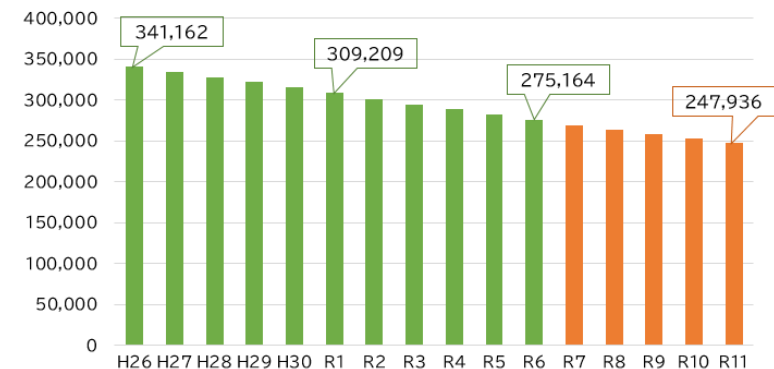
全国的にも同じ傾向にあります。長野県においてもこども(18歳未満の児童)の人口は減少しており、今後も減少する見通しとなっています。

長野県で生まれたこどもの数は、国(厚生労働省)の人口動態統計によると、第2次ベビーブーム期の昭和49年には約34,000人になっていましたが、その後、減少傾向が続き、令和5年では、約11,100人となっています。

若者の人口が減少していることや、未婚化・晩婚化の進行により、生まれるこどもの数の減少が続いてきていることから、長野県のこどもの数も減少してきています。

【図表 3-1: 県内の18歳未満のこども人口(平成26年～令和11年)】

(単位:人)



※各年の10月1日時点の人口(ただし、令和7年以降は児童相談・養育支援室の推計による)

(注)令和7年以降の推計の方法については、「13-2 各年度における代替養育を必要とするこどもの数の推計方法」において、説明します。

学 専門家向けの本なので、こどものみなさんに読んでくださいとおすすめはできないものですね

里 どんな本なのですか？

長 たしか、こどもに関する問題などについて書かれていましたね？

C こどもに関する問題ですか？

長 こどもの数がだんだんと減ってきていて、長野県でも減ってきていますそれはそれで問題なのですが、そうしたなかでも、こどもに関する問題や課題は増えてきているのです

学 そうした問題の1つに、何らかの理由があって生まれた家庭で生活できないこどもや、家庭で生活していても、そこでの生活に不安や心配を持っているこどもの問題があります

B みなさん、こんにちは遅くなってしまいましたか？

長 まだ、大丈夫ですよ

A Bさん、久しぶりだね

B Aさん、もう来てたんだね

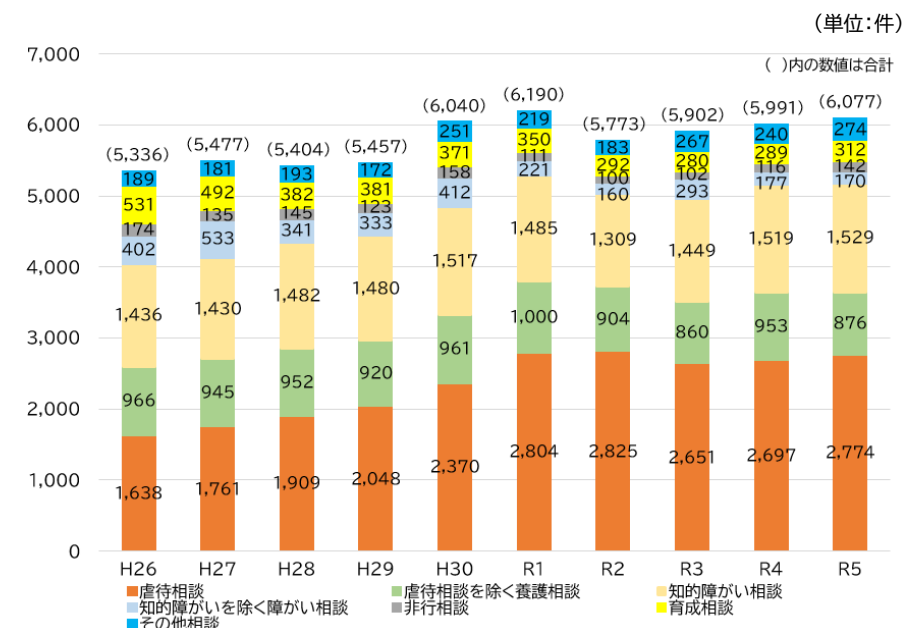
長 そういえば、2人は、知り合いでしたね？

3-2 長野県のこどもや家庭をとりまく状況②－児童相談所の相談対応件数の増加－

長野県のこどもの数は減少傾向にあり、今後も減少していく見込みですが、児童相談所の相談対応件数は増加あるいは横ばいの傾向が続いています。

相談の内容は様々ですが、児童虐待をはじめ、複雑かつ困難で、高度な専門性が求められる相談も増えてきています。

【図表 3-2: 児童相談所の相談対応件数(平成 26 年度～令和 5 年度)】



(出典 福祉行政報告例)

A

もともと同じ学校の同級生でした
今は、別々の学校に行ってますけど、Bさんのいる施設のお祭りにも行ったこともあります
今も、よく連絡をとったり、いっしょに遊んだりすることもあります

里

Bさんは、施設で生活しているんですね

B

いつからかはよく覚えていませんが、
小さいころから、長い間、施設で生活しています

長

Bさんも何らかの理由があって施設で生活していると思いますが、
長野県には、Bさんのように何らかの理由で家族と離れて生活している
子どもが、だいたい500人に1人くらいいます

学

まずは、Bさんのような、何らかの理由があって、家族と離れて生活しなければいけない子どもをどのようにサポートしていくのかというのが、課題の1つとなりますね

長

そして、家族と離れてはいないけれども、子どもが家族と暮らしながら育っていくためにサポートが必要な子どももいて、そうした子どもや家庭をどのようにサポートしていくのかということも課題になってきています

施

このようなことが課題になってきた理由は、いろいろとわれていますが、よくいわれることの1つは、家族だけで子どもを育てるようになってきたこと(家庭の閉鎖性の高まり)だということですね

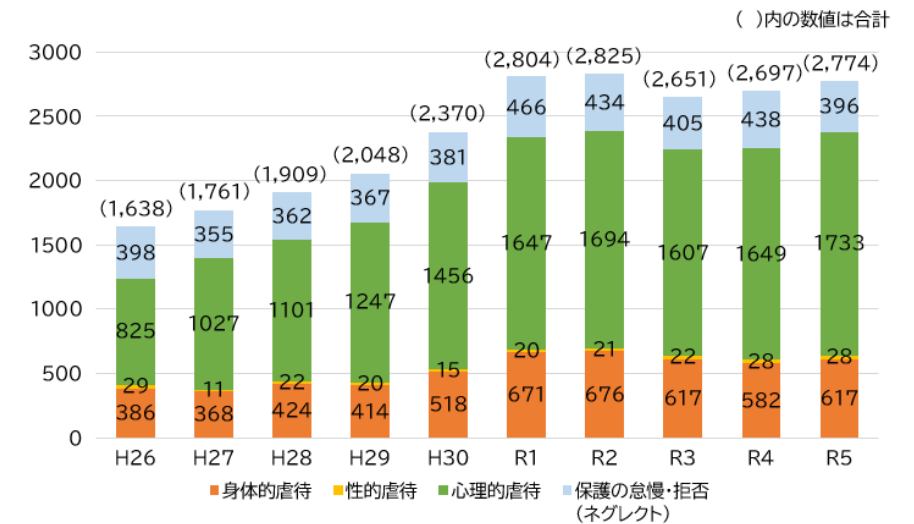
3-3 長野県の子どもや家庭をとりまく状況③－児童相談所の虐待相談対応件数の増加－

児童相談所の相談対応件数が増加傾向にある大きな要因としては、児童相談所での児童虐待相談対応件数が増加傾向にあることが挙げられます。

これは、児童虐待に対する社会的関心の高まりや、関係機関による理解が進んできたことが背景の1つにあるものと考えています。

また、核家族化やひとり親家庭の増加、家庭の地域とのつながりが少なくなってきたこと、また、経済的な状況も過去に比べあまりよくない傾向が続いてきており、子育てについての負担が大きくなっているということも、児童虐待の相談対応件数が増える傾向にあることの背景として挙げられるのではないかと考えています。

【図表 3-3：児童相談所の虐待相談対応の内訳(平成26年度～令和5年度)】



(出典 福祉行政報告例)

弁

昔は、こどもを家庭だけではなく、近所の人たちもいっしょになって、地域のなかで育てていくという雰囲気があったのですが、そうした地域でこどもを育てるという雰囲気がなくなってきたということです

学

そして、こうした、今のこどもや家庭をめぐる問題や課題に対して、どのように取り組んでいくのかについて、いろいろな人たちが考えてきたなかで出てきたものが「社会的養育」という考え方で、私が本※で書いたのも、主にそのことについてです

※架空(想像上)の本です

C

「社会的養育」ですか？

簡単にいえば、
「何らかの理由によって家族から離れて生活しなければならないこどもだけでなく、家庭で生活しているこどもも含めた、すべてのこどもが幸せに育っていくように、こどもや家庭をサポートしていく」という考え方といえるのではないかと思います

P

私が施設で生活していたころには、あまり聞いたことがないように思います

学

そうですね
こうした「社会的養育」という考え方が出てくるようになったのは、平成 28 年に法律(児童福祉法)が変わってきてからになるので、比較的新しい考え方になると思います

Q

さて、みなさん集まったようですね

改めて、みなさん、今日は集まっていたいて、ありがとうございます

長

長

3-4 長野県のこどもや家庭をとりまく状況④ー代替養育を必要とするこどもー

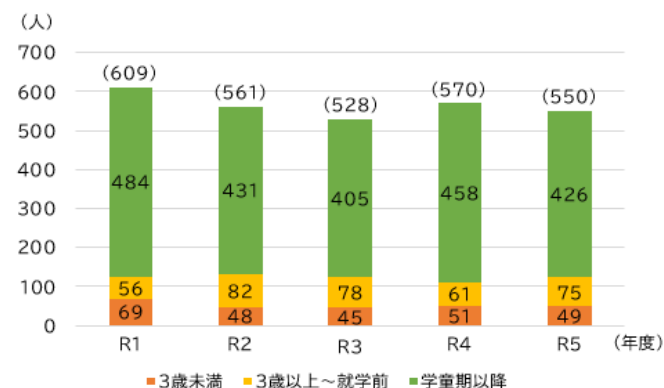
長野県では、虐待をはじめとした様々な理由により、親や家族と離れて施設や里親の家などで生活しているこども(代替養育を必要とするこども)が、およそ 500～600 人います。

年齢層ごとに割合は異なりますが、全体でみると、長野県の 18 歳未満人口の約 0.2%(約 500 人に1人)のこどもが代替養育を受けており、近年は同じ傾向をたどっています。

【図表 3-4:代替養育を受けているこどもの数(令和元～5年度の各年度末)】

(単位:人)

	R1	R2	R3	R4	R5
3歳未満	69	48	45	51	49
3歳以上～就学前	56	82	78	61	75
学童期以降	484	431	405	458	426
合計	609	561	528	570	550



(出典 福祉行政報告例)

長

さて、すでにお気づきの方もいらっしゃると思いますが、今回みなさんに集まっていたのは、長野県の社会全体で、こどもが幸せに育っていくために、どのようなことをしていけばよいか、つまり、長野県全体でどのように「社会的養育」を進めていけばよいかについて、話し合っていきたいと思っているからです

施

やっぱり、そうでしたか

A

なんか、難しそうな話になりそうですね

O

そうですね

長

できるだけ、こどものみなさんや若いみなさんにもわかるように話をしていきたいと思いますので、いっしょに話し合いながら考えていきましょう

3-5 「社会的養護」から「社会的養育」へ

これまでのこども福祉において、虐待などにより自分の家族と一緒に生活できずに施設や里親の家などで生活することも(代替養育を受けているこども)やその家族に対するサポートについては、「社会的養護」という考え方のもとでサポートを行ってきました。

この「社会的養護」の考え方のなかでは、例えば、虐待などを受けたこどものケアをどのように行っていくのかといった観点から、そうしたこどもへのサポートのあり方(里親等による家庭での養護の推進や、施設職員の充実、施設の環境の改善など)をどうしていくべきなのかということが、議論の中心となっていました。

しかし、平成 28 年に児童福祉法が改正され、こどもの福祉のためには、こどもへの直接のサポートだけではなく、社会がこどもの養育に対して保護者(家庭)とともに責任を持ち、保護者(家庭)をサポートしなければならないという考え方が法的に整理されたところから、「社会的養育」という考え方が示されるようになってきました。

近年において、こうした「社会的養育」という考え方に転換してきた背景としては、時代の変化により、地域や家庭でこどもを育てる環境が変化してきたことで、家庭の閉鎖性が高まり、地域で共同してこどもを養育していくという雰囲気が薄れてきたことや、そうした家庭での共働きの増加や育児不安の訴えの増加などにより、これまでとは異なったかたちでの社会全体によるこどもの養育のあり方を考えていかなければならなくなったということが挙げられています。

また、虐待相談のあったケースであっても、そのほとんどは在宅でのサポートの継続となっており、こうした家庭に対するサポートの充実も求められているところです。

つまり、「社会的養育」の対象は、「社会的養護」の対象となるこどもにとどまらず、家庭で暮らすこどもから代替養育を受けているすべてのこどもとなります。そして、そうしたこどもの生まれる前(胎児期)から、生まれて、成長し、おとなとして自立していくまでのサポートのあり方が、「社会的養育」における取組に関する議論の対象となります。

(42 ページの用語解説も参考にしてください。)